

平成22年 2 月 秋田市議会定例会提出予定案件

	件 名	説 明
	「 予 算 案 」 30件	
1	平成22年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成22年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成22年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成22年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成22年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成22年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
7	平成22年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
8	平成22年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
9	平成22年度秋田市老人保健医療事業会計予算の件	
10	平成22年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	
11	平成22年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
12	平成22年度秋田市後期高齢者医療事業	

	会計予算の件	
13	平成22年度秋田市病院事業会計予算の件	
14	平成22年度秋田市水道事業会計予算の件	
15	平成22年度秋田市下水道事業会計予算の件	
16	平成22年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
17	平成21年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件	
18	平成21年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第4号）の件	
19	平成21年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）の件	
20	平成21年度秋田市市営墓地会計補正予算（第4号）の件	
21	平成21年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第3号）の件	
22	平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第6号）の件	
23	平成21年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	
24	平成21年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件	
25	平成21年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第1号）の件	

26	平成21年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第4号）の件	
27	平成21年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件	
28	平成21年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件	
29	平成21年度秋田市水道事業会計補正予算（第4号）の件	
30	平成21年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	
「 条 例 案 」 19件		
31	秋田市債権管理条例を設定する件	○設定理由 市が有する債権の徴収等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 この条例は、市の債権の徴収等に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。 2 市の債権に関する事務処理については、法令等に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによることとする。 3 市長等は、法令等の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等に努めなければならないこととする。 4 市長等は、市の債権を適正に管理するため、台帳を整備することとする。 5 市長等は、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、督促しなければならないこととする。 6 市長等は、滞納処分等については、法令の規定によりこれを行わなければならない

		こととする。 7 市長等は、強制徴収できない公債権および私債権について、地方自治法施行令の規定に基づき強制執行から免除までの手続を行うものとする。 8 市長等は、強制徴収できない公債権および私債権について、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき等においては、当該債権等を放棄することができることとする。 9 市長は、債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないこととする。 10 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定めることとする。 ○施行期日等 平成22年4月1日から
32	秋田市部設置条例の一部を改正する件	○改正理由 建設部および都市整備部の所管業務を再編するため、改正しようとするもの ○改正要旨 公園および緑化に関する業務を都市整備部の所管業務から建設部の所管業務に改める。 ○施行期日 平成22年4月1日から
33	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 一定限度を超える時間外勤務手当の一部の支給に代わる時間外代休時間を新設するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 箇月につき60時間を超える時間外勤務をした職員に対し、時間外勤務手当の一部の支給に代わる時間外代休時間を指定することができることとする。 ○施行期日 平成22年4月1日から。職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正し、規定を整備する。
34	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正	○改正理由 退職手当審査会委員の報酬の額を定めるた

	する件	め、改正しようとするもの ○改正要旨 報酬額を次のとおりとする。 <table><tr><td>退職手当審査会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr></table> ○施行期日 平成22年 4 月 1 日から	退職手当審査会委員	日額 10,000円
退職手当審査会委員	日額 10,000円			
35	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	○改正理由 研修医指導手当の支給について定めるとともに、時間外勤務手当の支給割合ならびに医師および歯科医師の宿日直手当の支給限度額を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 医師又は歯科医師が臨床研修の指導に従事した場合は、研修医 1 人につき月額10,000円以内の研修医指導手当を支給することとする。 2 1 箇月につき60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の時間給の割増率を100分の125から100分の150（午後10時から午前 5 時までの間の勤務については、100分の150から100分の175）に引き上げる。 3 入院患者の病状の急変等に対処するための医師および歯科医師の宿日直手当の支給限度額を引き上げる。 ○施行期日 平成22年 4 月 1 日から。秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、規定を整備する。		
36	秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件	○改正理由 国家公務員の一般職の職員の退職手当に準じ、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合の退職手当の支給制限および返納等の制度を拡充するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 懲戒免職等処分を受けて退職をした者等に対し、当該退職をした者の職務および責任、勤務の状況等を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しない処分（支給制限処分）を行うことができることとする。		

- 2 退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったときは、当該退職をした者等に対し、退職手当の支払差止処分をすることができることとする。
- 3 退職手当が支払われていない場合において、退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられた等の一定の要件に該当するときは、当該退職をした者等に対し、退職手当の支給制限処分をすることができることとする。
- 4 退職手当が支払われた後において、退職をした者が一定の要件に該当するときは、その者に対し、退職手当の返納命令処分をすることができることとする。
- 5 死亡による退職をした者の遺族等に退職手当が支払われた後において、当該退職した者について在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、当該遺族に対し、退職日から1年以内に限り、退職手当の返納命令処分をすることができることとする。
- 6 退職手当が支払われた後において、退職手当受給者が退職日から6月以内に返納命令処分を受けずに死亡した場合で、当該退職手当受給者の相続人等に対し、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分をすることができることとする。
- 7 退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、秋田市退職手当審査会を置くこととする。
- 8 その他規定を整備する。

○施行期日 平成22年4月1日から。条例の施行に関し必要な規定の整備を行う。

37	秋田市特別会計条例の一部を改正する件	○改正理由 下水道事業、農業集落排水事業および個別排水処理事業の組織の一元化に伴い、農業集落排水会計を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 農業集落排水会計を削る。 ○施行期日 平成22年4月1日から
38	秋田市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する件 ・道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）：平成21年4月24日公布、一部を除き平成22年4月19日施行	○改正理由 道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 違法駐車等の定義に係る規定を整備する。 ○施行期日 平成22年4月19日から
39	秋田市保育所設置条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺中央保育所および戸島保育所を廃止し、新たに河辺保育所を設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 河辺中央保育所および戸島保育所を廃止する。 2 「河辺保育所」を「河辺北野田高屋字上前田表68番地1」に設置する（定員150人）。 ○施行期日 平成22年4月1日から
40	秋田市介護保険条例の一部を改正する件	○改正理由 低所得者に対する保険料の減免について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 保険料の減免の対象に、一定の保険料率の区分に該当する者のうちその世帯員の収入、資産等の状況により、生計を維持することが著しく困難であると認められるものを加える。 ○施行期日 平成22年4月1日から
41	秋田市グリーンニューデール基金条例を設定する件	○設定理由 地球温暖化対策を推進するための事業に要

		する経費に充てることを目的とするグリーンニューディール基金（以下「基金」という。）を設置するため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 基金は、地球温暖化対策を推進するための事業に要する経費に充てるため、設置することとする。 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとする。 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととする。 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入することとする。 5 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。 6 基金は、地球温暖化対策を推進するための事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとする。 7 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。 ○施行期日 公布の日から。この条例は平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、残額がある場合の経過措置を規定する。
42	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）：平成21年4月24日公布、一部を除き平成22年4月1日施行	○改正理由 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）の施行に伴い、汚染土壤処理業の許可の更新および変更の許可に係る申請手数料を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 汚染土壤処理業許可更新申請手数料の額（220,000円）を定める。 2 汚染土壤処理業の変更許可申請手数料の額（220,000円）を定める。 3 その他規定を整備する。

		○施行期日 平成22年4月1日から
43	秋田市農業集落排水債償還基金条例の一部を改正する件	○改正理由 下水道事業、農業集落排水事業および個別排水処理事業の組織の一元化に伴い、農業集落排水債償還基金の管理について改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 基金の積立ておよび運用益金の処理は、農業集落排水事業会計予算において行うものとする。 2 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができることとする。 ○施行期日 平成22年4月1日から
44	秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例を廃止する件	○改正理由 秋操駅南地区における土地区画整理事業の事業施行期間が終了するため、廃止しようとするもの ○改正要旨 秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例を廃止する。 ○施行期日等 平成22年4月1日から。条例の廃止に伴い必要な経過措置を規定する。
45	秋田市開発審査会条例の一部を改正する件	○改正理由 開発審査会の委員の定数を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 開発審査会の委員の定数を、7人から5人に改める。 ○施行期日等 平成22年6月28日から
46	秋田市営住宅条例の一部を改正する件	○改正理由 市営住宅の共同施設として新屋比内町集会所および新屋比内町駐車場を設置するとともに、同駐車場の使用料の額を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨

		1 「新屋比内町集会所」を「新屋比内町 7 番 3 号」に設置する。 2 「新屋比内町駐車場」を「新屋比内町 7 番ほか」に設置する。 3 新屋比内町駐車場の使用料を 1 区画 1 月につき 2,200 円とする。 ○施行期日等 平成 22 年 7 月 1 日から
47	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 使用料および手数料の適正化を図るため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 自動車損害賠償保障法の規定による療養の給付対象となる診療に係る使用料を引き上げる。 2 自賠責様式診療報酬明細書等の文書料の金額を引き上げる。 3 職場提出用診断書・意見書・報告書等の 16 の文書料の金額を新たに規定する。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成 22 年 4 月 1 日から。改正後の条例の規定は、施行日以後の診療等に係る使用料等から適用する旨の経過措置を規定する。
48	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件	○改正理由 上新城中学校を飯島中学校に統合することに伴い、上新城中学校を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 上新城中学校を廃止する。 ○施行期日 平成 23 年 4 月 1 日から
49	秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件	○改正理由 消防団員の費用弁償額を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 消防団員に支給する費用弁償額を、1 回につき 2,800 円から 3,000 円に引き上げる。 ○施行期日等 平成 22 年 4 月 1 日から

「 単 行 案 」 12件

50	平成21年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件	○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成22年2月5日 ・補正額 300,000千円 ・補正後の一般会計予算額 119,913,100千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 1,500,000千円 ※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
51	包括外部監査契約を締結する件	○平成22年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の始期 平成22年4月1日 ・契約金額 10,994,550円を上限とする額 ・契約の相手 澤田祐治（資格：公認会計士） ※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項
52	秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 茨島地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
53	市道路線を廃止する件	○市街地再開発事業に伴い機能消滅した路線等を整理するため、廃止しようとするもの ・廃止路線 3路線 1,496.20m ※提出根拠法：道路法第10条第3項

54	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 5路線 延長 1,188.70m ・認定後の市道総延長 約 1,968Km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
55	屈折はしご付消防ポンプ自動車を購入入れる件	○屈折はしご付消防ポンプ自動車を購入入れようとするもの ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 126,000,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成22年12月28日 ・主要諸元 - 条 件 25m 屈折はしご付消防ポンプ - 最高地上高 25m - 最低地上高 ー 6 m - 全 長 9,000mm - 全 高 3,600mm - 全 幅 2,495mm - 乗車定員 6名 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
56	バスケットボールゴールを購入入れる件	○バスケットボールゴールを購入入れようとするもの ・納品場所 秋田市立体育館 ・契約金額 24,570,000円 ・契約先 有限会社工藤スポーツ ・納期 平成22年6月30日 ・概要 バスケットボールゴール2セット（更新） ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
57	電光得点表示装置を購入入れる件	○電光得点表示装置を購入入れようとするもの ・納品場所 秋田市立体育館 ・契約金額 23,898,000円 ・契約先 有限会社工藤スポーツ ・納期 平成22年6月30日

		・ 概 要 電光得点表示装置（壁掛け式） 3セット（更新） ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
58	土地を交換する件	○保育所の用に供する土地を交換により取得しようとするもの ・ 交換に供する土地 所在 秋田市手形字中谷地56番1ほか1筆 種類 田 面積 1,021.53平方メートル ・ 交換により取得する土地 所在 秋田市手形字山崎92番13の内 種類 雑種地 面積 1,052.34平方メートル ・ 交換差金 なし ・ 交換の条件 等価交換 ・ 交換の相手方 秋田市土地開発公社 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
59	秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件	○大森山動物園会計に対する一般会計からの繰入額（平成21年度）を変更しようとするもの ・ 変更前 451,595千円以内 ・ 変更後 500,924千円以内 ・ 増減額 49,329千円増 ※提出根拠法：地方財政法第6条
60	秋田市中心卸売市場会計へ繰り入れる件	○中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成22年度）を行おうとするもの ・ 繰入金額 24,311千円以内 ※提出根拠法：地方財政法第6条
61	秋田市大森山動物園会計へ繰り入れる件	○大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成22年度）を行おうとするもの ・ 繰入金額 331,007千円以内 ※提出根拠法：地方財政法第6条

	「追加提案」 「人 事 案」 1 件	
62	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	○固定資産評価審査委員会委員木村了氏の任期満了（平成22年3月29日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項